

黄白籍の新研究

増村 宏

序

晋に黄白籍の存した事は晋書范寧傳によつて明かである。此兩様の籍が何を表はすかは胡三省によつて一應の解決がつけられたのであつた。胡氏の説は黄白籍は土着戸と土斷された僑寓戸の別を表はすとするのであるが、胡氏は白籍即白丁の籍を否定する事のみ急であつて論證の點に不十分なものがあつた。そのためでもあらうか我が岡崎博士の採用する所とならず、「南朝の社會制」の研究に於いて黄白籍は土庶の階級を表はすとの説を博士は固く持してゐられる。小生は此博士の説に若干の批判をなしたのであるが、胡氏によつて下された東晋の黄白籍の説の本旨に於いて妥當なる事を證明するに止らず、晋南朝の戸籍黄白籍問題の一斑を窺ひ得て、兩籍の對立によつて理解された事象が、自ら觀點を別にしてなさるべき事を明かにし得れば小篇の目的は遂げられるのである。

一
黄白籍に對する胡三省の説は、宋の史炤が通鑑釋文卷十(通鑑卷九十)六晋紀十八(六晋紀十八)に白籍を釋して

簿籍也、白籍者古白丁之籍耳

としたものを辨駁してなされたのであつて、斯く解すれば晋書の白籍に關する記事より、王公をも白丁とせざる

を得ぬ事を指摘したのである(後節註一参照)。史炤の説の直ちに據る可からざるは古の白丁と漠然たる記述をなす事より明かであらう。岡崎博士は黄白籍は士庶の別を表はすとされるが、推定を考察の起點とされてゐる様である。①其内に博士も白籍と白丁に關連を求められる事史炤と同様であるが、史炤の如く古の白丁を問題とされるのではなく、南朝の史書に散見する白丁を取上げられるのである。然し此場合史炤とは逆に其白籍とは東晋に存した白籍を指して言はれるのであるか否か明かでない。博士の説は臆測である。博士の提説は黄白籍の性質が明かになれば自ら消滅するのである。白丁は本質的に黄白籍問題に結びつくのではなく、それを理解せしむる媒介として現はれて來るに過ぎない。

宋書(卷七)沈攸之傳(南史卷三十)に
(十四)沈攸之傳(七同傳亦同)

元嘉二十七年、索虜南寇。發三吳民丁。攸之亦被發。既至京都、詣領軍將軍劉遵考、求白丁隊主。遵考謂之曰、君形陋不堪隊主。(中略)。二十九年征西陽蠻、始補隊主

とあるのが白丁の初見である。又南史(卷四)周山圖傳に

宋元嘉二十七年、魏軍至瓜步。臺符取健兒。山圖應募。領白衣隊主

とある。白籍を白丁の籍とする事は根據のない説であるが、奇しくも白丁の語の初見する元嘉の徵發及びこれに關連して起り來つた戸籍問題を通觀する事によつて黄籍を考察し得るのである。

元嘉二十七年宋の天下を震撼せしめたのは北魏の太武帝(太平眞君十一年A.D.450)の南伐であつた。これに南兗徐兗豫青冀の六州を蹂躪されて邑里蕭條として元嘉の政が衰へたと言はれる。③此時王公妃主より小民に到るまでの獻金により、又強制的の徵收によつて軍費を調へたが、兵力不足のために三五丁の徵發と云ふ非常手段を取つたのであ

る。此方法は晋代に北方の石氏慕容氏に行はれたことがある。^⑤ 此度三五丁の行はれた地は南兗州であつた。宋書(卷九)索虜傳に

尙書左僕射何尙之參議、發南兗州三五民丁。父祖伯叔兄弟、仕州居職從事、及仕北徐兗爲皇弟皇子從事、庶姓主簿、諸皇弟皇子府參軍、督護、國三令以上、相府舍者、不在發例。其餘悉倩暫行。征符到十日裝束、緣

江五郡集廣陵、緣淮三郡集盱眙。又募天下弩手、不問所從。若有馬步衆藝武力之士應科者。皆加厚賞

とある。^⑥ 右の文によつて三五丁の徵發にも免除の特典のあつた事を知るのであつて、此徵發方法を後の戶籍の紊

亂を正さん事を議する者齊の虞玩之、梁の沈約等が七條(又は八條)の取人、徵發と呼ぶものに他ならぬ。^⑦ 尙三五

丁は宋では孝武帝の大明五年(A. D. 461)に行はれた。^⑧ 梁には屢々行はれたらしい。南史(卷七)郭祖深傳に梁

興以來、發人征役、號爲三五とある。中間の齊には次の如き高率の徵發も見える。南史(卷五)齊東昏侯紀に

自永元(A. D. 449)以後、魏每來伐、繼以內難。揚南徐二州人丁、三人取兩、以此爲率

とある。^⑨ これらの徵發にも免除の事を想像し得るが、民間の戶籍はこれによつて亂れたのである。今元嘉の徵發

の事のみを見ても父祖伯叔兄弟の官職によつて免除を與へた事が、既立此科、人姦互起、僞狀滋廣、以至于齊

(南史王僧孺傳)とか、至乃竊注爵位、盜易年月、增損三狀、貿襲萬端(齊書虞玩之傳)とか言はれる所によつて如何に戶籍を紊

亂せしめる原因となつたかを知るのであつて、僞狀三狀とは父祖伯叔兄弟の資狀を指すものと考へる。^⑩

齊の虞玩之は建元二年(A. D. 480)に籍注の不正を正さんとする高帝の詔に答へて、元嘉二十七年の籍を認め

てこれを基本とするは積極策なるも、民の法に墮する事久しきため建元の籍を嚴闕してこれを基本にせん事を奏

した(虞玩之傳)。こゝに於いて中央に板籍官(南史同傳)及び令吏を置いて籍注を正し、不正をなした者を十年間緣准

に謫戍せしめたのであるが、百姓の怨望によつて出された次の武帝の永明八年(A. D. 490)の詔に

夫簡貴賤、辨尊卑者、莫不取信於黃籍。豈有假器濫榮、竊服非分。故所以澄革虛妄、式允舊章。然疊起前代、過非近失矣、既往之讐、不足追咎。自宋昇明(A. D. 479)以前、皆聽復注。其有謫役邊疆、各許還本。此後有、嚴加翦治(虞玩之傳)

とある。宋の元嘉の民丁徵發及び免除の事より此詔まで、更には梁の沈約の議までの事象の脈々たる連關を辿る時には黄〔白〕籍の解釋を新にせねばならないのである。

岡崎博士は杜佑が黃籍を以つて廣く民戸の籍として版籍門に載す事、建元二年の齊の高帝の詔も士庶を廣く包含する事より、^⑭黃籍とは士庶を問はず一般戸籍となし得る可能性をも一應考慮され、又虞玩之、沈約も一般戸籍に説き及んでゐる事にも留意され乍ら、而もこれを文體上形式上の問題として、黃籍を正す事を黃白籍を正す事―即ち士庶の別を正す事―と斷定されてゐる。^⑮

宋書(卷九十一) 孝義何子平傳に

母本側庶。籍注失實、年未及養而籍年已滿。顧凱之謂曰、尊上年實未八十、親故所知。子平曰、公家取信黃籍。籍年既至云々(要領のみ引用す)

これは元嘉三十年以前の事であるが、黃籍には家族も載せられ年齢も注されてゐる。元嘉の徵發によつて父祖以下の資狀も注されてゐた事を知るが、虞玩之は其籍注を認める事の積極策なるを考慮したのである。

小生は一般戸籍が黃籍であり、戸籍上より士庶を分ち得るとすれば、黃籍の籍注によつてなし得るものと考へる。^⑯黃籍は民の大紀であり、徵發免除もこれに標準を求めるのである。そのためにこれを希ふ者は籍注を偽るの

であつて、沈約の言を借りて言へば、衣食する者は皆不正をなしたのである。虞玩之、沈約が元嘉の徵發以前の籍によつて後の籍の不正を正さんとした事は斯くして理解が出来るのである。

建元の詔、虞玩之の奏文、永明の詔、沈約の奏文の一般民戸に言及する事が、文體上形式上の問題であるか否かの論は東晋の黃白籍を考察する時には自ら消滅すると思ふ。

註

① 魏晋南北朝通史外編第二章第四節「南朝の社會制」(頁五九四、五九五)、南朝に於ける士庶區別に就ての小研究(南北朝に於ける社會經濟制度所收)「黃籍に就て」の項(頁二三一—二三二)。後者は内藤博士還曆記念支那學論叢にも收められるが、若干の補ひある社會經濟制度の方に據り頁數を記す。尙以下籍と略稱することあるも、それは戶籍を意味するを御承知ありたい。

② 「士庶區別の研究」頁二三一—二三二。博士が白籍を庶民の籍とされる唯一の根據ともなるべきものは白丁と白籍との關連の事である。然し小生は南朝の白丁に就いては、博士が郝懿行の白丁の説(晋宋書故)を解説されて「これ蓋し民丁の兵役に徵發されし際に多く用ひらるゝを以て也」とされた以外の事は知り得ない。郝氏の例に知見するものを加へて所在を示せば、宋書卷五十垣護之傳、同書卷八十四鄧琬傳(二ヶ所)、南齊書卷二十六王敬則傳(南史同傳同)、同書卷四十四沈文季傳に見ゆ。知見する限り梁陳書には用ひられぬ。郝氏の如く白丁の前後二三字を引用しても更に明かになる所がないがそれを避けるためには數百千字を引かねばならぬから引用は止めたい。これらの白丁に見られる所は、切迫した軍陣に際し、或ひは賞甲精甲精騎卒に對し、或ひは馬軍に對して用ひられ、器仗すら持たない者である。漢書卷五十一鄒陽傳の今吳楚之王、練諸侯之兵、歐白徒之衆、西與天子爭衡の白徒に顔師古が言葉非軍旅之人、若今言白丁矣と注したものと同様に見て誤らない。白丁は唐の戶籍の用語として出て來るが、他に種々の用例あるは沈家本の日南隨筆(沈寄穆先生遺書乙篇所收)、今西博士の朝鮮白丁考(史林)を參看ありたい。尤も沈氏は多く佩文韻府より引いたのであるから韻府を見れば早い。尙北齊に州縣の力役驅使に供せられる白直の制度がある(隋書百官志參看)。白直は宋書禮志其他に散見し早く東晋末に見ゆ。宋書卷四十八朱齡石傳に白直隊主丁畔(晋書同傳宋書、武帝紀中、魏書劉裕傳には壯士丁畔として出づ)とある。通鑑首紀四十年帝義熙十三年四月の條の胡註に劉裕選白丁之壯者、入直左右、使旰飢之云々とある。胡氏の説を容れ白直

と白丁を無條件に同一視して東晋の白籍に接近せしめても、白籍と白丁に關連なきは胡氏自身の説く所であり、胡氏の説を克服して後に始めて關連を求むべきものと考へる。

- ③ 宋書卷九十五索虜傳に凡破南兗兗豫青冀六州、殺略不可稱計とある。通鑑宋紀八元嘉二十八年の條に、元嘉の政が衰へたと嘆き、其敗因の一を江南の白丁が輕々しく進退した、めとするが、この白丁は義勇兵民丁を含めて概言したに過ぎぬ。宋書索虜傳に

④ 是歲軍旅大起。王公妃主及朝士牧守、各獻金帛等物、以助國用、下及富室小民、亦有獻私財、至數十萬者。中略。有司又奏、軍用不充、揚南徐兗江四州富有之民、家資滿五千萬、僧尼滿二十萬者、並四分換一。過此率、討事息即還とある。中略の部は本文に引用す。

- ⑤ 晋書卷百六石季龍(虎)載記上(魏書卷九十五同傳同)、同書卷百十慕容儼載記參看。

- ⑥ 先の周山圖は此時應募した者。沈攸之の發せられた三吳地方に如何なる徵發の科があつたか不明であるが、恐らく馬歩兼藁武力の科がそれであつたと思ふ。三五丁でない事は魏書卷九十七劉義隆傳に南兗及青冀兗豫三吳簡發、以配戎行と三五丁の行はれた南兗を別記してゐる事より考へられる。又三五丁ならば父の官職により沈攸之は免除さるべき者(同傳)である。通鑑は青冀兗豫三兗六州の三五民丁を發したと記して此間の事情を没してしまつてゐる。從來白丁の身分を規定するため沈攸之傳を引用する者は皆三吳民丁(「隊」即白丁隊とする事に何等言を費さず従つて身分の規定にはならなかつた。攸之傳の隊主とは軍隊組織上の一地位である。便誼通鑑胡註を引けば軍有幢主隊主、總一軍者謂之軍主(元嘉二十七年の條)とある。小生は攸之傳の白丁隊、山圖傳の白衣隊とは三五丁により裝束して出た民丁隊を指すと解する。白衣とは戎服に對する(晋書卷七十八孔坦傳參看)。尙三吳には錢氏通鑑註辨正、王氏十七史商榷に考證がある、參看されたい。

- ⑦ 南朝の戶籍問題の概要は齊書卷三十四(南史卷四十七)虞玩之傳、南史卷五十九王僧孺傳と通典との兩者所收の沈約の議によつて知り得る。南史と通典は同じ史料に據つたと思はれるが、通典の方が詳しく沈約の議を傳へて甚だ貴重なるものである。然し七條八條の事は從來何れとも決定出来なかつた。何となれば虞玩之傳に宋元嘉二十七年八條取人、孝建元年書籍衆巧之所始とあり、王僧孺傳に始以七條徵發、既立此科、人茲互起とあり、通典兩者を收むるも全く同じからである。王僧孺傳の此科とは七條を指す事言ふ迄もない。小生は次の如く解す。本文の如き七條以外の者が徵發されたのであるが普通に七條の取人徵發と呼んだのであり、八條は譌であると。皇弟皇子の官は隋書百官志梁の班制の條を參看ありたい。因に孝建元年の書籍の紊亂とは文帝の長子劬及び臧質の亂があつて入勳者が多かつた、ゆゑである(虞玩之傳參看)。

⑧ 宋書卷九十一孝義孫棘傳に見える。徵發の期に遅れる者は軍法によつて處斷されるのである。魏書卷百五天象三文成帝和平二年の條に江南大饑、且仍有肆倩之令焉とあるは此時の徵發を指すと考へる。

⑨ 三五丁に就いては胡三省は石虎の徵發（晉紀十九成帝咸康八年十二月の條）には三丁發二、五丁發三と、元嘉の徵發（宋紀八）には三丁發其一、五丁發其二と兩様の註をしてゐる。南史郭祖深傳によつても何れとも定め難い。索虜傳には悉とあるが孫棘傳によれば弟のみ徵發されたのである。石季龍傳上には尙五丁取三、四丁取二なる率がある。三五丁とは恐らく五丁より三を發したものと臆測するに止めたい。

⑩ 徵發を避けるために人士に附隸して屬名となり、詐つて籍に病と注した事南史東昏侯紀に詳し。

⑪ 小生は三狀を岡崎博士の如く戸と人と力役とを狀列する意（「土庶區別の研究」頁二二九）には解しない。尙養狀に就いては後節に述べる如く永初元年の詔に於いても博士と所見を異にする。

⑫ 地方より中央に上された籍を檢閲する事を檢籍と言ひ、不正のものを返却し不正を爲した者を謫戍の刑に處すのであつて此返却を却籍と呼ぶ事次によつて甚だ明かである。南史卷七十七茹法亮傳に

上籍被却者悉充遠戍。百姓嗟怨、或逃亡避咎。富陽人唐寓之、因此聚黨爲亂。中略。三吳却籍者奔之、衆至三萬とある。齊に有名な唐寓之の叛亂は檢籍の勵行が動因となつたのである。先に白丁の例に舉げた沈文季傳の記事も此時の事である。岡崎博士が却籍を人口の減少（「土庶區別の研究」頁二三三）、庶民の土籍に入る事（「南朝貴族制の一面」頁二四四）とされるは當を得ない。當時如何に籍注に不正が多かつたかは人民を強制徵發するに籍注を檢閲して不正者を驅り出せばいゝと言はれる（南史卷五十五鄧元起傳）程である。又校籍官を置いた事が賄賂因縁によつて不正を來す原因となつた事虞玩之傳沈約の議に見ゆ。

⑬ 杜佑が黃籍を一般戶籍とした事は確かである。通鑑齊紀一建元二年の詔の黃籍の註に杜佑曰、黃籍者、戶口版籍也とある。この註は何に據るか今審かにしないが、晉紀十八成帝咸康七年四月の條の胡註にも宋齊以下、有黃籍とあるより見ても胡氏も白籍の存在を認めてゐない（後節註一參照）。事實我々も宋以下に白籍の存在を知り得ない。

⑭ 建元の詔とは齊書虞玩之傳に上患民間欺巧とあり

建元二年詔朝臣曰。黃籍民之大紀、國之治端。自頃俚俗巧僞、爲日已久。至乃竊注爵位、盜易年月、增損三狀、賀襲萬端。或戶存而文書已絕、或人在而反託死板、停私而云隸役、身強而稱六疾。編戶齊家、少不如此。皆政之巨蠹、教之深疵。比年雖却籍改書、終無得實云々

とあるものである。此詔は諸書に引用して文字に異同があるが齊書のまゝを引く。尙「士庶區別の研究」頁二三三參看。

⑮ 「士庶區別の研究」頁二三四。籍を却改する事は博士の言はれる如く士庶を正す目的のためになされる。それは民が皆資狀を籍に注すれば籍によつて徴發が出来なくなるからである。沈約の議に宋齊二代、士庶不分、雜役減闕とあるが、黃白籍の別を正すのではなく黃籍の籍注を正すのであつて、元嘉の徴發によつて紊亂したと考へる所より、それ以前の永初景平又は晉籍を基準にして正さんとするのである。然しそれを果し得ず次第に基本となる籍の年代を引下げる事永明の詔に見える如くである。

⑯ 虞玩之傳沈約の議を一見すると黃籍は特別の籍の様であるが、玩味する時は地方から中央に上して來る資狀身分關係を詳細に記入した籍を黃籍と稱するのであつて尙書省に納るのである。黃籍の資狀は晋代のものを引き續き注された事次節に考察するが、其資狀によつて官に就き得るや否や決する事次の例で明かである。齊書卷三十三張緒傳に

緒に復領〔本州大〕中正。長沙王晃屬選用吳興聞人邕、爲州議曹。緒以資籍不當、執不許

とある。此籍注を整理する時は譜書が出来る。譜書は選舉に重要なものであり、又籍注の紊亂の甚しい頃より譜學が盛んになる次第は興味ある問題であるが今は其事には立入らない。尙黃籍は虞玩之傳に自泰始三年、至元徽四年、揚州等九郡四號黃籍とあり、通典には南徐江郢通兩年黃籍不上とあり、毎年作成されたものではない様である。

二

東晋の黃白籍に就いて胡三省に説のある事は既に述べたが、其説とは通鑑釋文辨誤 卷四に

余案江左之制。諸土着實戶用黃籍、僑戶土斷白籍。琅邪南渡、凡中土故家、以至士庶自北來者、至此時、各

因其所居舊土、僑置郡縣名、併置郡守令、以統治之。故曰正土斷。不以黃籍籍之而以白籍。謂以白紙爲籍、以別於江左舊來土著者也

とあるものであつて、此時とは成帝咸康七年(A. D. 341)を指す^①。これに辨駁された通鑑釋文の説も實は前代のものもを襲つたのであらう。白氏六帖事類集 卷二(唐宋白孔六帖) 卷七十八同(戸口版籍部に白籍に白丁之籍と注してある。白史兩氏の晋の黃白籍に對する見界は其書の性質上今明かにし得ないが根據ある説でない事は明かである。我々は岡崎博

士によつて始めて南朝の社會制を明快に知り得たのであるが、黃白籍の研究に於いていさゝか慊焉たらざる感あるを禁じ得なかつたのは、晉書范寧傳の黃白籍の記事より考察を始められ、白籍の本質を表はす成帝紀の記事に何等の高説を仰ひ得なかつた事であると私かに思ふのである。胡三省の説は實に成帝紀と范寧傳を綜合したものに他ならぬ。

晉書(卷七)成帝紀咸康七年四月の條に

實編戶王公已下、皆正土斷白籍

とあり、^②卷七范寧傳に

古者分土割境、以益百姓之心。聖王作制、籍無黃白之別。昔中原喪亂、流寓江左。庶有旋反之期、故許其挾注本郡。自爾漸入、人安其業、丘壘墳柏、皆已成行、雖無本邦之名而有安土之實。今宜正封疆、以土斷人戶、

明考課之科、修閭伍之法云々

とある。^③通鑑は此記事を孝武帝太元十四年(A. D. 389)に繋ぐ。通典食貨版籍門に杜佑は昔中原喪亂より引用して范寧の議を正しくは傳へず、^④清朝の考證家も晉の黃白籍の事には深く立入らない。^⑤顧れば胡氏の所説も黃白籍の問題を解決するには不十分であつた。殊に黃籍には見るべき説明を與へてゐない。そのために問題を後に残したのである。以下に解明の筆を進めたい。

成帝紀の實編戶とは客戶營戶に非ざる戶と解し、^⑥正土斷とは范寧傳の正封疆、以土斷人戶の意味に解する。白籍には土斷した僑寓戶を附したのであるが、范寧傳によれば尙本郡を挾注してあつたのである。^⑦挾注とあれば土斷された地名の下に挾注してある事を知り得る。土斷法の體制より言へば此時元の本貫を戶籍上に失つてしまふ

管であるが、故土に歸る日のある事を顧慮して特に挾注を許したのである。

胡氏は黄籍に見るべき説明を與へてゐないが、成帝紀范寧傳の綜合によつては説をなし得ないのである。我々
は既に太平御覽(卷六)文部札所收の晋令に

郡國諸戸口黄籍。籍皆用一尺二寸札。己在官役者載名

とある事を知る。岡崎博士の考察されるが如く此晋令を西晋の令と小生も考察したい。^④又此黄籍を一般戸籍とされる事にも何等異存がない。然し江左に晋が復活してより土斷の實行によつて黄籍が士族の籍となつたとされる博士の考察には従ひ得ないのである。其證明のためには東晋に於いて庶民の籍も黄籍であつた實例を擧ぐれば足ると思ふ。晋書(卷二十)禮志、通典(卷八)禮四十九の「前妻被掠沒賊後得還後妻之子爲服議」によつて庶民の家族全部が黄籍に載せられてゐた事を知るのである。^⑤これは成帝咸康二年(A. D. 336)荊州南平郡に起つた事件であつたが、こゝに到つて胡氏の黄白籍は土着戸と土斷された僑寓戸の籍を表はすとする説に従はねばならぬと共に、范寧の黄白籍に就いて述べてゐる所が更に判然として來るのである。乃ち西晋に一般戸籍は黄籍であつたが、東晋に到つて一般戸籍に黄白兩籍が存在したのである。此兩籍の存在を范寧は更に土斷する事によつて改革せんとしたのである。^⑥

白籍は變則の籍である以上當然廢止さるべき運命にある。宋以後に存在を知り得ない事は先に述べたが何時消滅したのであらうか。それは故郷に歸る日の近きを思つても所詮叶はぬ事と悟つた時、戸籍制度の變則より生ずる弊を改革した日である事白籍の性質より考へられる自明の理である。小生は此改革を斷行した人を宋の武帝劉裕を措いてないと考へる。東晋末の安帝の下に劉裕は所謂義熙(九年 A. D. 413)の土斷を行つた。其民居一な

らざるために土斷實行の必要を説いた表の中に、大司馬桓溫の庚戌(哀帝興寧二年三)の土斷を讚美し、時弊を説く事、范寧の奏した所と全く同様なる事は兩者を對照すれば明かである。范寧の議が此時斷行されたのである。¹³⁾南方に國土を倚寓せしむる觀念を事實の上に棄て、此處に土着したのが南朝である。

一言すべきは岡崎博士が黃籍を士族の籍と考察される論據の一となる宋武劉裕の即位した年永初元年(A. D. 420)の詔(宋書卷三)に(武帝紀下)に

先有資狀、黃籍猶存者、聽復本注

とあるものに就いてある。博士は「士族を以て自ら居る者は本貫を改むるを欲しない。是に於て一つの特例が設けられ、かゝる者に對しては舊に仍りて本貫に注定した」と考察された。¹⁴⁾直ちに管見を述べれば本注とは資狀の籍注を指すものと小生は考へる。これより三十年後の元嘉の民丁徵發には、父祖伯叔兄弟の籍注の資狀によつて免除を與へた事を先に考察した。此永初の詔の資狀とは晋代のものである事は言を俟たぬが、其資狀を引續き注する事を許したのは即位の年の優恤の詔である事より首肯出来る。父祖の資狀の籍注は恐らく戸主の名の下にあつたらう事は那波助教のパーリより筆録されて齎らされた敦煌の戸籍によつて考へられる。¹⁵⁾本貫に注定した、めに如何なる結果を生ずるのか博士は明かにされてゐないが、小生は此王朝が變つても前代の籍注を復注せしめた、其籍注によつて國家非常時の徵發にも免除を與へた事が、南朝の社會制に重要な意義を有するものと考へるのである。

次に社會經濟制度所收の「黃籍に就て」に新に附加された晋書(卷百六)石季龍載記の例は、後文に吏部選舉、可依晋氏九班選制、永爲揆法。選舉經中書門下、宣示三省、然後行之とあり、選舉に關係する事明かであつて、先

帝が黄紙を再定したとは同書^(卷五)石勒傳に清定五品、復續定九品とある物を指すと考へる。これによつて定められた者は士族と稱し得るが、其黄紙とは同書^(卷三)劉下傳、宋書^(卷五)蔡廓傳に見える黄紙と同様の性質であつて、戸籍黄籍と混同さるべきものではない。^①

小生は南朝の所謂門閥貴族の權威ある社會制を否定する如き無暴を敢てする者ではないが、黄白籍に對する所見は以上の如くである。白籍を白丁の籍とする根據なき史炤の説を契機として胡三省の説が生じたのであるが、小生は別の方面から考察し得たと信ずる。其間尙多くの問題を殘してゐるが大方の批判を待つことにして一先づ筆を擱きたい。終りに批判に急なる餘りに圖らずも行文中に非禮の言を重ねた事を深く岡崎博士に御容赦を乞ひたい次第である。

註

① 釋文辨誤の論説の形式は常に史炤云と釋文を引き次に自説を述べるのであつて、此場合は白籍者白丁之籍耳より始めて本文の引用に續き、次に若以爲白丁之籍則王公豈白丁哉と言つてゐる。尙通鑑晉紀十八成帝咸康七年四月の條に時王公庶人、多自北來、僑寓江左、今皆以土着爲斷、著之白籍也。白籍者戶口版籍也。宋齊以下、有黃籍と同趣旨の註がある。釋文と胡註の關係は王鳴盛十七史商榷卷百通鑑釋文胡氏辨誤を參看ありたい。

② 通鑑晉紀十八に此詔を詔實王公以下至庶人、皆正土斷白籍とす。編戶の文字を削つたのは、編戶齊民の意味の編戶を王公の上に置く事を止め、實字を殘して意を存し、至庶人を補つたものと思ふ。然し至庶人の必しも必要ならざる事及び公卿以下に土斷の必要あることは、晉書卷九孝武帝紀寧康三年七月乙巳の條に除度田收租之制、王公以下、口稅米三斛、獨在役之身とあり、同書卷三十六衛瓘傳に宜皆蕩除末法(九品中正の法を指す)、一擬古制、以土斷定、自公卿以下、皆以所居爲正、無懸客異土者(西晉時代のこと)とあるより看取出来る。

③ 晋略同傳には、古者分土割境、以一百姓之心とす。范寧は引用文に續いて非難者の言を擧げこれを反駁し、時代に從つて本貫の移動するの常なる事を述べてゐる。

④ 杜佑が何故に前句を削除したか固より不明である。岡崎博士は「士庶區別の研究」頁二三〇に昔中原喪亂より下文と前句と前後連続せざる看あるも前句を削除するを得ず、江左に於て籍に黃白の別ありしこと知るべしと述べてゐられる。小生は范寧傳によつて黃白籍の存在を知をのみでなく、該傳を次の如く解してゐる。范寧は黃白籍の考證をしてゐるのではなく、現行する變則の戶籍白籍を土斷によつて改革せんとするのである。故に直ちに白籍の事を論じたのであると。當時黃籍も同時に行はれた事後文を見られたい。

⑤ 錢大昕は十駕齋養新錄卷六豫州沛郡の項に成帝紀の詔をそのまゝ引用して土斷による沛郡の移動を考證するに止り、吳士鑑の晋書附注は胡氏の釋文辨誤の説を注するのみである。これは王氏が商榷卷百に述べる如く胡氏の説が大抵皆正しく、問題が解決してしまつた、ゆかかも知れぬ。然し二十二史劄記、陔餘叢考の著者趙翼は岡崎博士の指摘された如く、南朝貴制の一面頁二四一、梁代に下省の左戶曹に残存した晋籍即東晋の戶籍を買嗣の撰したものとす誠に驚くべき失斷をしてゐる(叢考卷十七譜學の項)。戶籍と譜書の混亂である。

⑥ 齊書州郡志南兗州の部に元帝太興四年詔、以流民失籍、使條名上有司、爲給客制度とあり、隋書食貨志によつて客は家籍に注されてゐた事を知る。此の如き個人の所有に對して軍鎮に屬する營戶がある。晋書卷百十一慕容暉載記に今諸軍營戶三分共貫、風教陵弊、威綱不舉、宜悉罷軍封、以實天府之饒とあり、同書卷百二十四慕容寶載記に校閱戶口、罷諸軍營、分屬郡縣とある如き營戶も晋に考へ得る。軍鎮の例は前記齊書同所を參看ありたい。胡氏が土着の實戶としたものは上の如き戶に非ざる獨立の戶を指したものと考へる。

⑦ 土斷とは僑寓者を現在生活する地に土着せしめることであつて、土斷される時は其處の民となる。土斷は早く西晋に行はれたらしい。陸雲の與戴季甫書(漢魏六朝百三家集所收)に土斷による編牒の所屬の移動があつた事を述べてゐる。陳書高祖紀によつて咸康七年より十數年前の咸和中に土斷があつた事を知るが詳しい事は不明である。又咸康七年より二十三年後の哀帝興寧二年三月にも行はれた。晋書卷八に大閱戶人嚴法禁、稱爲庚戌制とあり、同書卷三十七彭城穆王權傳に庚戌制不得藏戶とあつて土斷の事とは明かでないが、宋書武帝紀中によつて土斷の行はれた事を知るのであつて、それに附帶する法規中に戶を藏匿することを禁ずる個條があつたと思はれる。然し此時尙白籍を許した事は後二十五年の孝武帝太元十四年に范寧が白籍を更に土斷によつて改めんとしてゐる事より知るのである。胡氏の説を一見すると僑置郡縣の事は成帝の時に始めて行はれた様であるが、元帝の時以來行はれたのである(晋書地理志、宋書州郡志參看)。然し成帝の初めに蘇峻、祖約が江淮に亂をなし胡寇又大いに至り百姓の南渡する者が多かつたので(宋書州郡志揚州の部參看)、土斷の必要

があつたと思はれるのである。

- ⑧ 岡崎博士の玉海卷二十地理部より引用されてゐるもの。他に淺井虎夫氏支那に於ける法典編纂の沿革(頁七四)、程樹德氏九朝律考(民國二十三年版頁三二五)、仁井田陞氏唐令拾遺(頁二四一)戸令に收めらる。

- ⑨ 「士庶區別の研究」頁二三二。沈約の議によれば東晋成帝咸和三年からの籍が梁代に下省の左戸曹に残存してゐた。沈約はそれを朱筆隱注、紙連悉縫と言つてゐる事により、戸籍の材料より推定するのである。

- ⑩ 「士庶區別の研究」頁二三二—二三三。

- ⑪ 此議の名稱は便宜通典に從つた。晋書には親子の名に混亂があるから更に詳しく傳へる通典と参照されたい。長文のため引用を避けるが要領は零陵の李繁の姉が南平郡の陳詵に嫁して後掠せられ賊中に没したので陳詵は嚴氏を娶り暉等三人の子をなした。李繁が姉の賊中に生存する事を知り伴ひ來つて陳詵の下に歸らしめた。こゝに陳詵は庶人の身で正妻を二人籍に注する事になつたが、李氏が死亡した時後妻の子暉が其喪に服すべきや否や平議を求めたのである。人倫問題のやかましかつた當時には議論があつたが、其次第や、詵の母、李氏、嚴氏の籍上の順序も知り得る。東晋の黃籍は恐らく西凉建初十二年(東晋安帝義熙十二年)正月籍の如き様式であつたらう。L. Giles: A census of Tun-huang, Young Pao, Vol. xvi. pp. 468—488. 參看。ジ氏の記する所では様式は明かにならぬが、濱田博士のメタイン氏發掘品過眼録(東洋學報第八卷所收)によつて知り得る。

- ⑫ 此の如く黃白兩様の籍が存在する以上土着戸の籍に對して土斷された僑寓戸の籍は、別を明かにするため白紙を用ひたとする胡氏の考察に小生は從ひたい。尙范寧は非難者の言として一朝屬戸、長爲人隸、君子則有土風之慨、小人則懷下役之慮、斯誠并兼者之所執、而非通理者之篤論也と言つてゐる。正規の戸籍に附される時賦課の過重が加はる事、又戸籍の變則が兼併者に乘ぜられる事情を其言によつて考へる。

- ⑬ 宋書卷二武帝紀中に於是依界土斷、唯徐兗青三州居晋陵者、不在斷例、諸流寓郡縣、多被併省とある。宋書卷四十四謝晦傳によれば義熙八年に土斷があつた。或は八は九の譌であるかも知れぬ。然し義熙七年(權門の兼併を禁じた)、八年(租稅調役は見戸即現在の戸を基本とした)、九年(義熙土斷)の劉裕の事蹟を通じて一貫した方針を知るのである。岡崎博士は「士庶區別の研究」頁二三三に「宋武の時土斷法を鼓吹せる論者范寧」と言つてゐられるが、これは范寧の議が宋武劉裕に實行された事情を概言されたに過ぎないと思はれるのであつて、范寧の議は通鑑に従へば東晋孝武帝の太元十四年であり、此時劉裕は微賤取るに足らぬ者であつた。此事は通史(頁五九五)に明かになつてゐるが、黃白籍の考察に混亂を來

す懼れがあるので特に一言するのである。

- ⑭ 通史外編第二章第四節南朝の社會制(頁五九五)。博士の此考察は黃籍を士族の籍とする假説に立つものである。そのために范寧傳を通史内編第三章第一節劉宋の全盛期(頁二二六)に和譯されるが可成り原文と違つてゐる。それは暫く措くも此詔の本注を本貫の注と解されるのは同傳の挾注本郡の本郡と同一視されるためである。然し本貫に注定したと言はれる事は戶籍の様式又は制度上如何なる事を意味されるのか審かでない。小生は本注を本貫の注とは全然別のものとして本文の如く解す。平凡社出版東洋中世史(頁二二二)に西田保氏は「武帝の土斷法にあつては家柄と戶籍の明確な北方人は依然として北方人たるの資格を認めた。斯様な人々は貴族か豪族より外にない」と記してゐる。小生は義熙の土斷が僑戶土着政策上の劃期的な事件であつたとする氏の見方には賛成であるが上の記述には従ひ得ない。これは義熙の土斷と永初の詔とを混合したものに過ぎぬが、貴族豪族の概念に包含される一群の者に北方人たるの資格を認めたとは果して如何なる事實を指すのか小生には分らない。

- ⑮ 此詔の前文は八月辛酉、開亡叛赦限内首出、獨租布二年とある。黃籍猶存者とは官庫に黃籍が残存する者はそれに照合して資狀を復注せしめたと解する。

- ⑯ 「天寶時代の戶數と口數との關係に就きて」(歴史と地理第三十三號所收)の戶主曹思禮の籍(頁三七)を例にとれば、

戶主曹思禮載伍拾六歲隊副開元十一載九月十六日授甲頭和智恭 曾高 祖廓 父建

- とあるものゝ更に詳細なるものであつたらう。沈約は並皆詳實、朱筆隱注と言ひ此籍精詳、實宜保惜と言つてゐる。石季龍載記の詔とは

魏始建九品之制、三年一清定之。雖末弘美、亦縉紳之清律、人倫之明鏡。從爾以來、遵用無改。先帝創臨天下、黃紙再定、至於選舉、證爲首格。自不清定、三載于茲。主者其更詮論、務揚清激濁、使九流咸允也

とあり本文の引用に續く。劉卞傳の黃紙は九品中正法により、人物を甄別して載せた黃紙であり蔡廓傳のそれは選案である。これを戶籍と混同出來ぬ事は敦煌の戶籍と稱せられる中にも戶籍の概念に入らぬ例へば「天寶時代の戶數と口數」頁六五―百十五所收のもの、食貨第四卷第五期の序に陶希聖氏が丁籍と呼ぶものがある事を考へれば明かであつて、上の黃紙に名づくれば士籍と言ひ得るであらう。

本稿の趣旨を東洋史談話會第一回大會の講演概要として先々號に載す事を計畫中父の急逝に遭つて稿を爲し得ず、前號に豫告して果さず、編輯者に迷惑をかけた、記して深く謝したい。本稿殆んど成る頃新光社出版魏晉南北朝史の配本中なる事を知つたが見る暇がなかつた。